

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 2 月 9 日

令和6年松戸市農業委員会12月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年12月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番 杉 浦 昌 平	2 番 杉 浦 勇 司
3 番 横 山 定 勝	5 番 渡 邊 洋 子
6 番 加 藤 万里子	7 番 山 口 輝 雄
8 番 戸 張 嘉 宣	9 番 岩 佐 忠 夫
1 0 番 川 上 博 久	1 2 番 渡 邊 慶 弘
1 3 番 鈴 木 榮 一	1 4 番 湯 浅 孝 一
1 5 番 相 田 敏 克	
明・矢切区域 齋 藤 香	明・矢切区域 平 川 正 俊
東 部 区 域 湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域 山 崎 唯 司
馬橋・小金区域 小 林 直 一	馬橋・小金区域 湯 浅 清

1. 欠席委員

1 1 番 渡 来 和 治

1. 関係課出席職員 農政課

課 長 松 戸 繁 和	主 査 加 瀬 直 紀
-------------	-------------

1. 事務局出席職員

事務局長 加 藤 広 之	主 幹 兼 長 武 井 博 子
係 長 落 合 利 彦	

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年12月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号14番、湯浅孝一委員、議席番号15番、相田敏克委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は、第1号から第4号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては、一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 農政課、松戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。総会での議案につきまして、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は新規設定案件1件、農地銀行からの移行案件1件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、青色の表紙の冊子でお配りしている参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,334平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

続きまして、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料につきましては3ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑で、面積は1,044平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号について内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、杉浦勇司です。

議案第1号について、さきの審議会で審議しました。審議会では、農政課担当者をお呼びし審議した結果、承認すべきと判断いたしましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番から4番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せてお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、杉浦勇司です。

去る12月3日火曜日、議案第1号から3号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、鈴木榮一農業委員、川上博久農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号から3号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審議結果については先ほど報告したとおりです。

それでは、議案第2号の1番から4番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については1ページから11ページになります。申請地の

位置については、1 ページのところでございます。

土地の所有者は1 番と3 番、2 番と4 番が同一で計2 名ですが、土地利用については1 番と2 番、3 番と4 番で一体事業が計2 件となります。

申請理由は、土木建設業を営む事業者からの要望があったためです。

議案参考資料の3 ページをご覧ください。

施設の概要については、2 件ともに貸資材置場です。3 ページの左側と右側は別の会社を使用します。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、東側と南側には既設の安全鋼板と単管パイプがありますが、それに加え、西側と北側にも新しく単管パイプと安全鋼板を設置します。

4 番の区画にある倉庫については、事前に非農地証明を千葉県から取得していると事務局から報告を受けております。

審査会では、現地調査の結果、既に資材置場として使用されていることを確認しました。このことについて質問したところ、2 人の所有者ともに土地を取得したときには農地ではなく、10 年くらい前から駐車場や資材置場として貸し始めたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることを指摘し、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて深く反省するとともに、同様の事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1 番から4 番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

既に資材置場になっているとのことですが、始末書も提出しています。また、北側にある圃場は多少日陰になると思いますが、耕作への影響は大きくないと思われますので私は審査会意見に賛成です。ご審議ください。

議 長 ただいま齋藤委員より、審査会委員に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番から4番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番から4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の5番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号の5番について説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については12ページから17ページになります。申請地の位置については、12ページのところでございます。

申請理由は、近隣で資材置場を借りている法人から、前面道路の拡張により資材が置けなくなることから、資材置場として貸してほしいと要望があったためです。

議案参考資料の14ページをご覧ください。

施設の概要については、貸資材置場です。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、東側にネットフェンスを新設します。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、令和4年頃から市発注の水路工事のため、松戸市の担当課の紹介で工事業者に資材置場として貸したとのことでした。事務局からも河川清流課に確認した上、このような経緯でしたので、審査会として始末書は求めないこととしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された道幅4メートル

以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の5番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の5番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の6番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号の6番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については18ページから24ページになります。申請地の位置については、18ページのところでございます。

申請理由は、近隣の個人と法人から、現在借りている駐車場がなくなるため、駐車場として貸してほしいと要望があったためです。

議案参考資料の20ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、周囲に単管パイプの柵を設置し、南側には安全鋼板の土留めを設置します。

費用については自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の２種類が埋設された道幅４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね５００メートル以内に２か所以上の公共施設があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第２号の６番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊委員 議席番号５番、渡邊洋子です。

申請者はご高齢により農地の維持が難しいとのことですので、審査会意見に賛成いたします。

議 長 ただいま渡邊委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手多数）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第２号の６番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第３号

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の1番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については25ページから29ページになります。申請地の位置については、25ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、譲受人は市内で自動車販売業を営んでおりますが、現在近隣で借りている車両置場が解約となることから、申請地に車両置場を集約するためです。

土地選定理由は、松戸新田の事業所よりほど近く、県道に面しているためです。

議案参考資料の27ページをご覧ください。

施設の概要については、貸車両置場です。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

費用については自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された道幅4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

私は、審査会の意見に賛成いたします。お諮りをよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の2番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については30ページから35ページになります。申請地の位置については、30ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、譲受人は住宅販売を行う法人で、周辺の住宅事情を鑑み、戸建て住宅需要が旺盛であると判断したためです。

議案参考資料の32ページをご覧ください。

施設の概要については、建築条件付き売買予定地用地です。

原則として、農地法では宅地分譲を許可の対象としておりませんが、あらかじめ決められた事業者と一定期間内に契約を結ぶことを条件とすることにより、農地法の許可を受けることができます。

排水については、雨水は浸透枡を設置します。汚水は公共汚水枡を設置し、前面の下水道管に接続します。

費用については自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された道幅4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、相田委員。

相田委員 議席番号15番、相田敏克です。

現場を見て来ましたが、すでに更地になっており、そこを再度造成ということなので、私は審査会の意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま相田委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号 松戸市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

農政問題研究会の座長を務めました山崎委員、説明をお願いいたします。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

議案書の5ページ、議案第4号 松戸市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について、私が農政問題研究会の座長を務めましたので、ご説明します。議案参考資料については、36ページから38ページになります。

この意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、意見書の提出について承認を求めるものでございます。

意見書の素案につきましては、本年7月、9月に開催しました農政問題研究会の委員の意見を基に、地域の問題、物価高騰による補助金制度の拡充、農業者への働き手の確保等様々な意見が出され、5つの課題について意見書案を作成いたしました。これを受け、先月11月

11日、特別審議会で審議し、本会の総会で承認された後、市長に提出するものです。

説明は以上です。

議 長 ただいま農政問題研究会の山崎座長より説明がありました。

意見書についてですが、各地域から地産地消の取組や物価高騰による補助金制度の拡充等、委員の意見を基に作成し、特別審議会におきましても承認すべきとの判断をしました。

よって、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号につきましては原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書6ページ、報告事項1から12ページの報告事項4についてご報告させていただきます。

まず、6ページから7ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページ下段の記載のとおり、10月分として、田3件、931平方メートル、畑15件、1万632平方メートル、合計18件、1万1,563平方メートルの届出を受理しました。

次に、8ページから10ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田2件、1,027平方メートル、畑20件、7,253平方メートル、合計22件、8,280平方メートルの届出を受理しました。

次に、11ページ、報告事項3 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から4件の照会があり、いずれも非農地回答をしました。

次に、12ページ、報告事項4 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は4件を交付しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年12月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時36分